

移動式クレーン定期自主検査について

労働安全衛生法施工令により、つり上げ荷重が0.5 t 以上の移動式クレーンは、定期に定められた項目について自主検査を実施し、その記録を3年間、保存しなければならないと定められています。

コベルコの指定サービス工場では、お客様に代わって定期自主検査を実施します。安全な作業と優れた性能を維持するためにも、定期自主検査は弊社指定サービス工場までご用命下さい。

▼定期自主検査の種類と検査項目

項目	作業開始前点検		月例定期自主検査		年次定期自主検査	
法令	クレーン等安全規則 第78条・80条		クレーン等安全規則 第77条・79条		クレーン等安全規則 第76条・79条	
検査タイミング	毎日の作業前		1ヶ月毎に1回		1年毎に1回	
点検検査項目	機能	過巻防止装置 過負荷防止装置 警報装置／他 ブレーキ クラッチ コントローラ	異常の有無	過巻防止装置	異常の有無	原動機
				安全装置／他		動力伝達装置
				ブレーキ		走行装置
				クラッチ		操舵装置
				過負荷防止装置		ブレーキ関係
				警報装置／他		作業装置
			損傷の有無	配線		油圧装置
				配電盤		電気系統
				コントローラ		ワイヤロープ、つりチェーン
				ワイヤロープ、つりチェーン		つり具
				フック、グラブバケット等のつり具		定格荷重による荷重試験
点検検査の担当者	事業者(運転士)		事業者 (整備または運転の経験が 3年以上の者が望ましい)		事業者 (移動式クレーンの整備に5年以上の経験のある者 または 最寄りの弊社指定サービス工場までご用命ください)	
記録	点検簿		月例自主検査表		年次自主検査表	
記録の保管期間	法の規定なし		3年間			
記録の記載内容	検査実施日 検査箇所 検査内容 検査結果 補修、措置内容					

自主検査の結果、異常を認めた場合には、ただちに修理、交換等の措置をとらなければならないと、法令に定められています。必要な補修や、ワイヤロープ、油脂類の交換については、別途お見積もりさせていただきます。

全ての法令・規則の説明ではありませんので、必ず自身の使用する機械と現場環境に合わせ遵守が必要な法令・規則等をご確認ください。